

※①～⑩の数字は次頁（２）の記載
該当欄を表す

16. 典型インボイス記載例

Nissho Export Inc. - ①

2-2, Marunouchi 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-0005 Japan

INVOICE

Messrs. : ABC Import Co.,Ltd. 21st Fl., Center Building, 500 Main Road, Bangkok, 01234 THAILAND -④	Invoice No. NEI-0158 -③	Date March 20, 2013 -②
	Payment L/C AT SIGHT -⑥	

From Yokohama, Japan -⑤	To Bangkok, Thailand -⑤
----------------------------	----------------------------

Shipped per Ocean Bridge -⑤	Sailing on or about April 1, 2013 -⑤
--------------------------------	---

Marks & Nos.	Description	Quantity	Price	Amount
--------------	-------------	----------	-------	--------

ABC	"Nissho" Brand Air-Conditioner	-⑧		-⑨ FOB YOKOHAMA
BANGKOK -⑦				IN USD
C/No. 1-5			-⑨	
MADE IN JAPAN	AA-130	15 UNITS	USD250.00.-	USD3,750.00.-
	BB-330	10 UNITS	USD220.00.-	USD2,200.00.-

	TOTAL:	25 UNITS -⑧		USD5,950.00.-
5 CARTONS				

*AS PER CONTRACT NO. N43110

*L/C NO: 13/123456/A

Nissho Export Inc.

※各地商工会議所に登録済みの輸出者の肉筆サイン

-⑩

Taro Nissho
President

17. 典拠インボイスの記載要領

原産地証明書の商工会議所証明文言にあるように、商工会議所は関連インボイスならびにほかの裏付け書類に基づき認証するので、インボイスが真正でありかつ適正に作成されている必要がある。

(1) Commercial Invoice（商業送り状）であること

書類上に「Commercial Invoice」または「Invoice」との表記が必要。Packing List と一緒になった「INVOICE & PACKING LIST」でもよい。契約条件の確認の意味しか持たない Proforma Invoice や、Customs Invoice、Shipping Invoice では典拠書類にならない。

(2) インボイスに必要な事項が記載されていること

①輸出者の会社名と住所、国名

輸出者（発行者）は原産地証明書の申請者と同一であること。

「on behalf of」や「consortium 名義」で表記されている場合は、原産地証明書の1欄「Exporter」に関する事項（P52）を参照のこと。

②インボイスの作成年月日

原産地証明書の9欄「輸出者宣誓」の日付や実際の申請日より未来の日付でないこと。

③インボイス番号

なければ「NIL」と記載すること。【記載例】「INVOICE No. : NIL」

④買主の会社名、住所、国名

「Messrs.」「Buyer」等として記載されている。

⑤輸出手段

From（積出地、国名）、To（仕向地、国名）、Via（経由地）、積載船（機）名、出港（予定）日

*出港（予定）日は Air の場合など、記載がないことも多い。

⑥支払条件

T/T（電信送金）、D/A（引受渡し）、L/C（信用状）、COD（Cash on delivery 代金引換渡し）、CAD（Cash against documents 書類引渡し時払い）等

⑦荷印および荷番号

なければ「Unmarked」「No Mark」「N/M」「No Number」「N/N」「NIL」と記載すること。

⑧積送品の明細（商品名、商品明細、数量）

数量の合計が正しいこと。

⑨インボイス金額、単価、貿易条件

金額の合計が正しいこと。また、貿易条件が積出地、あるいは仕向地と一致していること。

*From : Yokohama To : Rotterdam の場合の貿易条件記載例

「FOB Yokohama」「CIF Rotterdam」等

⑩申請者のサイン

各地商工会議所に貿易登録されたとおりの肉筆サインが正しい位置でされていること。申請の有効期間は、貿易登録の有効期間と同一。サインは、それより上に記載された事項について責任を負うことを意味するため下記の点に注意。

- ・複数頁の場合、最終頁の記載内容の下にサインが必要。ただし、最終頁にサインしか記載のないものは不可。
- ・宣誓文がある場合、宣誓文より下にサインが入ること。
- ・インボイスの上部や真ん中にサインのあるものは不可。

(3) インボイスに不適切な事項が記載されていないこと〈詳細は P61 参照〉